

「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」 における重点項目について

本日8月21日(月)の第3回計画策定部会での議論も踏まえ、委員の皆様から「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」においてどのような重点項目を掲げるべきか、ご意見をいただきたいと思います。

お手数ですが3ページめにご記入のうえ、8月31日(木)までに、市事務局にメールまたはFAXをお願いします。

第1回計画策定部会「資料1」より抜粋

1. 計画の概要

- 「障害福祉計画」は障害福祉サービスについて3か年の見込量及びその確保のための方策を定める計画です。現行計画は平成27年度から平成29年度を期間とする「第4期西東京市障害福祉計画」です。今年度、障害当事者へのアンケート調査や関係団体等へのヒアリングを実施し、ニーズ等を把握しながら、平成30年度から平成32年度を計画年度とする次期計画を策定します。
- なお、児童福祉法の改正により、障害児へのサービスに関する「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は一体的に作成することが可能とされており、本市では「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」として策定するものです。

■ 「障害福祉計画（・障害児福祉計画）」の計画期間

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

障害福祉計画

(第3期) H24～	(第4期)	(第5期)	(第6期)
---------------	-------	-------	-------

→ 「障害児福祉計画」と一体的な計画

- 障害福祉に関するサービス等は、全国一律に定められた障害福祉サービス、障害児に対するサービス、地域の実情に合わせて自治体を実施する地域生活支援事業のほか、地域相談支援、計画相談支援等の相談支援から構成されます。
- 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画においては、これらサービス等の3年間の利用見込量や、国が基本指針において示した成果目標、活動目標を設定します。

<参考（基本指針の概要）>

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」に係る基本指針について

※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第百十六号）に基づき作成

この基本指針は、

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標を設定するとともに、平成30年度から平成32年度までの第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

1. 成果目標

第4期障がい福祉計画	第5期障がい福祉計画
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減 	<p>1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行 ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減
<p>[都道府県目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度における入院後3か月時点の退院率の目標を64%以上、1年時点の退院率の目標を91%以上 平成29年6月末時点の長期在院数を平成24年6月末時点の長期在院数から18%以上削減 	<p>2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成32年度末までに全ての圏域・市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置 ②精神病床における1年以上長期入院患者数の減少 ③精神病床における早期退院率（入院後3か月時点69%以上、6か月時点84%以上、1年時点90%以上）
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備 	<p>3. 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者が平成24年度の移行実績の2倍以上 就労移行支援事業の平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 	<p>4. 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者が平成28年度の移行実績の1.5倍以上 ②就労移行支援事業の平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加 ③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上
	<p>5. 障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ②平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 ④平成32年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

記入シート

お名前：

様

西東京市障害福祉課 宛て

メール：f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp

TEL：042-438-4033

FAX：042-423-4321

※8月31日（木）までに、市事務局にメールまたはFAXをお願いします。

※下表に5つの枠を設けていますが、すべてうめていただかなくても結構です。また、箇条書きでも構いません。

「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画策定」の重点項目（案）

	重点項目（案）	理由や背景
①		
②		
③		
④		
⑤		